

令和2年度 第2回 五泉市国民健康保険運営協議会会議録

開催日	令和2年12月22日 火曜日		
開催場所	五泉市役所5階 第2委員会室		
出席者	会長	羽下 貢	
	副会長	松川 徹也	
	委員	(第1号)	森 智子委員 阿部 猛委員 水戸 信明委員 星 伸助委員 浅井 隆子委員
		(第2号)	堀内 泰宏委員 笹川 真司委員
		(第3号)	桑原 一憲委員 波塚 静亮委員 佐藤 良徳委員
	(第4号)	小柳 学委員 荒井 悟委員	
説明員	伊藤市長 五十嵐副市長 税務課 健康福祉課 地域振興課 市民課	松川課長、五十嵐課長補佐、山田係長 渡辺課長、松尾課長補佐、籾本係長 小林係長 中村課長、広川課長補佐、石山係長 加藤主査、和泉主事	
書記	市民課	伊藤主事	
欠席委員	(第2号)	歌川 祐二委員 金子 洋委員 相田 悟委員	

付 議 事 件 及 び 審 査 結 果

報告第3号 五泉市国民健康保険税条例等の一部改正について

議 第 2 号 令和3年度五泉市国民健康保険税の税率等について
原案のとおり議決

会議録署名委員 星 伸 助 委員

午後1時15分 開 会

議 事 の 経 過 概 要

主な質疑・意見等

廣川課長補佐

本日は、皆さまよりご多用の中、ご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

ご案内の時間となりましたが、開会に先立ちまして、本日ご欠席されております委員のご報告をさせていただきます。

医師等代表

歌川祐二委員

金子 洋委員

相田 悟委員

より欠席のご報告をいただいております。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。

本日は、議案書及び参考資料の2冊をあらかじめ送付しておりますが、不足などありましたら事務局にお申し付けくださいますようお願いいたします。

～資料の有無を確認～

一部修正をお願いいたします。議案書の5ページ中段の(1)内容の条項の欄ですが、「第15項」となっておりますが、「第15条」に修正をお願いいたします。

また、参考資料の7ページ「国民健康保険税等の現状と見込みについて」の1.保険税率等の状況の項目「介護納付金分」の「均等割(円)」の平成30年(B)の1万3,191円の部分ですが網掛けとなっておりますが、白抜きとしていただきますよう合わせてお願いいたします。

確認に不備ありまして申し訳ありませんでした。

それでは、ただ今から、令和2年度第2回五泉市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

議案書1ページの議事日程により進めさせていただきます。

はじめに、羽下会長よりごあいさつを頂戴いたします。

羽下会長

皆さん、こんにちは。

年末のお忙しい時期にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

皆さん、ご存じの通りですね。ついに五泉市にもコロナの感染者が出てしまいましたけども、インフルエンザはほとんど流行していないということでその点では非常にこの財政的に安心してるところであります。

国民健康保険は引き続き厳しい運営がされていますけれども、皆さんのご協力で厳しい五泉市の国民健康保険をなんとか継続して運営していきたいと思っておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。

それでは市長からご挨拶を頂きます。

伊藤市長

本日は、年末のお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆さまには、日頃から国保運営はもとより、市政全般にわたり

ご理解・ご協力を賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症が世界的な問題として、オリンピック・パラリンピックが延期されるなど、今で且つ終息していないところでございます。

羽下会長からも話がありましたように、五泉市におきましては4月の半ばに市内における県外の方が罹患されまして、その1名でほととしたところではありますが、土曜日に市内の40歳代男性ということで罹患されました。

その後の濃厚接触者の皆さんにも保健所からみんな陰性ということで少しほっとしているところです。

市民の皆様におかれましても、市に電話が来たのが5、6件ということで、最初4月の時にはヒステリックな電話もあったのですが、この度落ち着いてですね、そういったところでは市民の皆さんも誰がかかっても同じということで認識のもとで落ち着いて行動されていることで本当に少しほっとしております。これ以上、感染が広がらないということを願うところです。

特に医師会の皆様には新型コロナウイルス感染症のPCR検査のセンターを設けていただいたということでして週に2回ほどあたっていただいているという大変心より敬意感謝を申し上げますところでございます。

その様な中、市といたしましては、国が実施いたしました特別定額給付金に加え、「にこすく子育て応援特別給付金」、「三密対策促進補助金」、「さきはな5000(ごせん)宿泊キャンペーン」や「オール5000(ごせん)どこでも使える商品券」など独自の経済対策を行うとともに、収入が減少した世帯の国保税の減免も行っていました。

一時、収束に向かうと思われた感染者数ではありますが、11月上旬からは再び増加し、現在は、いわゆる第3波と言われる状況にあり、県も警報を発令し、感染拡大の防止を呼び掛けております。

この新型コロナウイルスは、誰もがかかってしてしまう病気です。市民の方で感染された方がおられますが、市民の皆さまにおかれましては、これを理由に不当な差別、偏見やいじめ等は絶対に行わず、思いやりや優しい気持ちをもって冷静に行動して下さるようお願いするものであります。今後とも感染予防に対する意識を持ち、その実践を引き続きお願いするものであります。

一方、医療面におきましては、厳しい状況にあっても、市内の各医療機関の皆さまから、継続的な医療の提供を行っていただくとともに、五泉市東蒲原郡医師会よりPCR検査センターを開設いただいております。

これらのことは医療関係者の多大なるご努力によるものであります。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

今後、ワクチンの接種等が年明けどのような国の指導が参るかまだ補正がまだ固まっていますが、この件に関しましても医師会にお世話になるわけではありますが、ご指導のほうをよろしくお願い申し上げます。

一日も早く事態が収束することを願ってやみません。

さて、7月の第1回協議会で令和元年度の収支についてご説明させていただきましたが、9月定例市議会で決算を認定いただき、2億6千万円を基金として積み立て、予定どおり約1億1千万円を今年度に繰り越すことができたところであります。

	<p>しかしながら、後ほどご説明を申し上げますが、本市の国保財政を取り巻く状況は依然として厳しく、今後も被保険者数の減少と1人当たりの療養給付費の上昇が続きますと、財政の安定化を図るため、将来的にはこの基金に頼らざるを得ない状況になることも考えられます。さらなる国保財政の健全化と被保険者のもとより、市民全体の健康づくりに注力していかなければならないと思っております。</p> <p>このような中、市では令和3年度の予算編成作業を進めているところであり、国民健康保険特別会計におきましても、国保運営が適正かつ円滑に進められるよう、予算案を編成することとしております。</p> <p>つきましては、その基礎となる令和3年度の国民健康保険税の税率等について、本日は委員各位からご審議をいただきたく、お集まりいただいたところでありますので、忌憚のないご意見をお聞かせいただけますようお願い申し上げます。</p>
廣川課長補佐	<p>羽下会長、伊藤市長ありがとうございます。</p> <p>次に3、議事となりますが、ここからの進行は、協議会規則の定めによりまして、会長からお願いいたします。</p> <p>それでは、よろしくお願いいたします。</p>
羽下会長	<p>それでは、事務局、出席委員数を報告してください。</p>
廣川課長補佐	<p>本日の出席委員は14人です。</p>
羽下会長	<p>出席委員は14人で過半数に達しておりますので、この会議は成立していることを報告いたします。</p> <p>次に、協議会規則第4条の規定により会議の公開について、委員の皆さまにお諮りいたします。本日の会議を公開することにご異議ございませんか。</p> <p>(公開の異議なし)</p> <p>ご異議がありませんので、本日の会議を公開といたします。本日の傍聴希望者はいますか。</p>
廣川課長補佐	<p>傍聴の申し出はありません。</p>
羽下会長	<p>次に、日程第1、会議録署名委員の指名であります。協議会規則第9条第2項の規定により会議録署名委員に星 伸助委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、報告第3号 五泉市国民健康保険条例等の一部改正についてであります。</p> <p>市長の説明を求めます。</p>
伊藤市長	<p>報告第3号 五泉市国民健康保険条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。</p> <p>この度の条例の改正は、新型コロナウイルス感染症に関する事項により、国民健康保険条例を改正したものが2件と、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴い国民健康保険税条例を改正したものが1件であります。</p>

羽下会長	<p>なお、詳細につきましては、市民課長に説明させます。</p>
中村課長	<p>中村課長。</p> <p>それでは、報告第3号について、ご説明いたします。 議案書の4ページをお開きください。</p> <p>この度の条例の改正は、令和2年五泉市議会9月定例会及び12月定例会におきまして、新型コロナウイルス感染症に感染又は、疑いのある被用者に対する傷病手当金の適用期間を延長するため、国民健康保険条例の一部改正および地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するとして、それぞれ承認を得たものであります。</p> <p>はじめに、五泉市国民健康保険条例の一部改正といたしまして、新型コロナウイルス感染症に感染又は、感染の疑いのある被用者に対する傷病手当金支給の適用期間の延長を行ったものが「1」と「2」であります。「1」の9月定例会におきましては、「令和2年9月30日」を「令和2年12月31日」に改め、「2」の12月定例会では、「令和2年12月31日」を「令和3年3月31日」に延長を行いました。</p> <p>次に5ページをご覧ください。「3」といたしまして地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税条例の減額の規定について改正を行ったものであります。</p> <p>改正の内容について申し上げます。</p> <p>平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しに伴い、給与所得控除と公的年金控除が10万円引き下げられる一方、基礎控除が10万円引き上げられました。このことにより、保険税の軽減において、今まで軽減を受けられていた方が、軽減を受けられなくなるといった不利益が生じないように軽減の規定について改正したものであります。</p> <p>第15条につきましては、国民健康保険税の減免の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給をうける方の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものであります。</p> <p>附則第5項は、軽減判定基準の見直しに伴い規定を整備するものです。</p> <p>附則は、この第15条と附則第5項の規定を令和3年1月1日から施行するとともに、令和3年度以後の国民健康保険税について適用するものとしてあります。</p> <p>以上が、五泉市国民健康保険条例等の一部改正についてのご報告であります。</p>
羽下会長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。</p> <p>波塚委員。</p>
波塚委員	<p>最終的には不利益を生じないように所得税関係とそれから控除関係で調整したという事で理解してよろしいでしょうか。</p>
羽下会長	<p>市民課長。</p>

中村課長	<p>おっしゃる通りでありまして、10万円控除が下がりますと、所得が10万多く見えてしまいます。その所得の状況で私たちは軽減の判定をしておるものですから、一番所得が多い風なところで10万円をきちんと元に戻すような形で、また不利益が生じないようにしたものでございます。</p>
羽下会長	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようでありますので、報告第3号に対する質疑を終了いたします。次に、日程第3、議第2号 令和3年度五泉市国民健康保険税の税率等についてであります。 市長の説明を求めます。</p>
伊藤市長	<p>この度、令和3年度五泉市国民健康保険特別会計の収支見込みについて、令和2年度と同様の税率及び額によりまして試算した結果、一般会計からの法定外繰入金を計上しない中でも、収支の均衡を図ることができる見込みとなりました。</p> <p>つきましては、令和3年度は、国民健康保険税の税率等を据え置いたうえで、事業運営を図ってまいりたいというものであります。</p> <p>なお、詳細につきましては市民課長に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
中村課長	<p>それでは、議第2号 令和3年度五泉市国民健康保険税の税率等について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案の内容につきましては、今ほど市長から説明がありましたとおり、令和3年度の保険税の税率等は、令和2年度の税率等を「据え置く」とするものであります。</p> <p>これにつきましては、「参考資料」に記載してあります「国保会計の試算」をもとに、ご提案させていただいておりますので、私の方からは「参考資料」の説明をさせていただきます。</p> <p>はじめに、5ページをお開きください。</p> <p>これまでの、保険税率等の改定状況であります。</p> <p>保険税は、「医療給付費分」と「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」で構成されていますが、「後期高齢者支援金分」は平成20年度に創設され、その際、「医療給付費分」は引き下げを行いました。その後、平成23年度と平成25年度に一世帯当たり11.75%引き上げる改定を実施いたしました。</p> <p>それ以降、「医療給付費分」と「介護納付金分」については据え置いております。「後期高齢者支援金分」につきまして、平成30年度に「所得割・均等割・平等割」の3方式から「平等割」を廃止した、「所得割」と「均等割」のみの2方式に改めました。</p> <p>なお、下の〔参考〕の表につきましては、平成25年度以降一般会計から緊急支援金として「法定外繰入」した金額を記載しております。なお、令和元年度におきまして、平成24・26から28年度に法定外繰入した1億7,238万3千円を一般会計へ繰出しを行いました。</p> <p>続きまして、6ページをお開きください。</p> <p>「年齢階層別被保険者数と費用額の状況」であります。</p>

ご覧のとおり、年齢階層別の被保険者数では、年金が主な収入となっている65歳から74歳の「前期高齢者」（表の下から2段目と3段目です）が5,635人いらっしゃいます。構成割合は全体の52.8%となっており、費用額でも約21億6,400万円と61.2%を占めている状況です。

下のグラフをご覧ください。「年齢ごとの被保険者数と費用額の状況」です。

疾病の治療に係る費用は、年齢階層が上がるにつれ多くなっており、被保険者数が多くなるとどうしても費用が上がるのは当然のことです。

皆様に表は無いのですが、この上の表を少し私のほうで割りかえしてみました。どうしても高齢。年を取ると医療にかかるリスクが当然高まります。若い人、上の表5歳刻みとなっていますけど、若い人につきましては一人当たりの割りかえした金額でも10万20万円位の金額になる場所ですけども、55歳以降になりますと一人当たり30万。70歳から74歳になると約40万の医療費がかかるということで、どうしても被保険者数で高齢者が多くなると費用もその分上がってくるというような事です。

続きまして、7ページをご覧ください。

「国民健康保険税等の現状と見込みについて」です。

1. 「保険税率等の状況」の表につきましては、現行の保険税率等と、県が示しております標準保険税率等のこれまでの率と金額、それと令和3年度の見込みの率と金額などを記載してあります。

項目欄の右側に、現行の令和2年度の五泉市の税率と金額(A)を表示してあります。

その右側からは「標準保険税率等」について示してあります。

まず、平成30年度の標準(B)、令和元年度(C)、令和2年度(D)、平成30年度から令和2年度までの平均伸び率(E)、一番右の欄(F)には、令和3年度の標準の見込みを掲載してあります。これは、令和2年度の標準に平均伸び率を掛けて算出した金額です。

なお、グレーに網掛している部分は、現行よりも標準の方が上回っているもの、または上回ると予測されるものを示しております。均等割は令和元年度からすでに標準保険税の額が現行額を上回っていますし、令和3年度にはさらに上回ってくるものと予測されます。

下の表の2. 「令和3年度 現年課税分賦課調定額の見込み」につきましては、上の表の現行の保険税率等(A)と令和3年度の標準保険税率等の見込み(F)を、被保険者数・世帯数・所得金額など同一の条件で調定額を試算したものです。

合計額の欄でご説明いたします。

調定額につきましては、現行の保険税率等の見込額の方が、標準保険税率等の見込み額より約1,300万円多いという結果になりましたが、一人当たり約3千円、一世帯当たりですと約2千円負担が少ないということになりました。

次に8ページの3. 「国民健康保険事業費納付金の状況」です。

こちらは、県全体の国保事業運営に係る費用として、各市町村が県に納める「納付金」について示したものです。

	<p>令和元年度と令和2年度の納付実績とその伸び率をもとに、令和3年度の「納付金の見込額」を右の欄に記載してあります。</p> <p>令和2年度より約6,700万円増額の13億3,200万円ほどになると思われます。医療費の上昇に合わせて納付金も上昇していくものと考えられます。</p> <p>次に4.「療養諸費の状況」であります。</p> <p>これは、「医療費」や「はり」「きゅう」などの「療養費」及び「高額療養費」など、市が負担するすべての治療に係る費用が含まれています。</p> <p>一番下のグラフが示すように、被保険者は毎年減少していますが、一人当たりの療養諸費は上昇し続け、令和元年度の実績34万5,188円と令和5年度の予測額41万8,382円と比較しますと、4年間で約7万3千円上昇すると見込まれます。</p> <p>続きまして、9ページの「五泉市国民健康保険特別会計歳入・歳出見込み」であります。これは、令和2年度から令和5年度までの国保特別会計の見込みについて試算したものであります。</p> <p>この数値は、各項目の過去5年間の伸び率や減少率、また平均金額などを勘案したもので、保険税率等を「現行の率と金額」に据置いて試算したものであります。</p> <p>その結果、令和2年度及び令和3年度につきましては、収支の均衡は図られ健全な運営が行える見込みであります。</p> <p>しかし、令和4年度以降になりますと、被保険者数の減少による保険税の減収と保険給付費の上昇、それに合わせて県に納める納付金の上昇により財政状況が厳しくなり、令和4年度には1億8,200万円の基金を取り崩し、令和5年度には基金の残り1億800万円を繰入しても2億4,600万円ほどの歳入不足となり、非常に厳しい状況になることが予測されます。また、今後、新型コロナウイルス感染症がどの程度、影響を及ぼすものか予想できない状況でもあります。</p> <p>以上、ご説明いたしましたとおり、今後、国保財政が厳しくなっていくと推測されますが、当面は収支の均衡が図られる見込みでありますので、「令和3年度の保険税率等」につきましては、「据え置き」としたうえで健全に国保事業の運営を行っていききたいというものであります。</p> <p>議第2号の説明につきましては、以上であります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
羽下会長	<p>それでは質疑に入ります。</p>
	<p>ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。</p>
	<p>波塚委員。</p>
波塚委員	<p>コロナ禍のなかで受診抑制が進んでいる部分と思われていますが、その辺の状況についてまず一点、お聞きしたいということです。</p>
羽下会長	<p>中村課長。</p>
中村課長	<p>診療の件数を見たところ、これは大前提として被保険者数が減少しているということで、イコール件数も減っているというのがあるのですが、</p>

	<p>件数につきましては被保険者数の減少率以上の減少がみられるのかなと思っていて、特に今調べたところ5月の診療分と7月の診療分につきましては少し減少率がこの被保険者数の減少よりも少なかったかなと思っておりますが、一方で費用の面につきましては、金額を件数で割りかえたところ逆に増えたり、変わらなかったりしているものですから、件数は確かに減っているのですが費用面はあまり減少していないのが見えてきて、なかなか分析しづらいところがありますがそんな状況でございます。</p>
羽下会長	波塚委員。
波塚委員	<p>それは理解いたしました。 引き続き、どういう影響があらわれるのか注視していきたいと思えます。 さらにもう一点ですが、滞納問題ですね。このコロナ禍の中で生活が苦しくなっているという中で顕著な変化があるのかどうかお聞きします。</p>
羽下会長	松川税務課長。
松川課長	<p>今ほどのご質問ですが、この間、新年度入ってからですが相談は前年度から比べて非常に多くなっているというような事はありません。ただ、先ほど市民課長も説明しておられましたが、減免とかの制度がありますのでそういう部分で救われているのかなと、我々でも考慮しているところでございます。</p>
羽下会長	波塚委員。
波塚委員	<p>その減免についてお尋ねしますが、減免の件数で昨年の件数と今年の件数を比較できるものが分かればお聞かせください。</p>
羽下会長	中村課長。
中村課長	<p>減免につきましては、年収が30%以上減少した時に令和元年度分から今年の1月からの分まで減免をしているところですが、ちなみに令和元年度分は29件減免を行っております。その金額は129万円ほどになっております。今年度令和2年度分につきましては32件でございます約650万円になっております。</p>
羽下会長	<p>よろしいですか。 他にございませんか。 波塚委員。</p>
波塚委員	<p>国保の問題については、全国市長会や知事会でも国に対して要請されている感じでございますが、一般的に社会保険というか会社員が加入する健康保険と比べるとかなり高いということと、それと制度上仕組みが違いますが所得割だけではなくて、平等割それから均等割り、国保独自の制度がありまして、かなりそういう意味で見ますと、相当大きな負担</p>

	<p>がかかる。私も一般の健康保険から国民健康保険に代わり、かなり大きく負担が増えたことを感じておりますので、あと均等割についてですが前に議会に申し出たのですが人頭税ですから、平等割にしても、均等割りにしても、家族構成人数によって税率をかけると、江戸時代における人頭税と同じだという風なやり方をしていますので、五泉市でどうのこうだという話ではないので、子育て支援をする、そういう面からしても、この辺独自で要するに佐渡市においては均等割り軽減しているようなことがあるようです。県単位かというのが進められていて、統一した税率とか、いろんなことを論議されているのですが、逆にやれる時にやっておくというのも、私は今のこのような時期に支援の在り方としてはあるのかなという風に思いますので、その点について見解をお聞きます。</p>
羽下会長	伊藤市長。
伊藤市長	<p>度々、議会又はこの委員会につきましてはご指導いただいておりますが、今のところ均等割りと充当割ということで従来以前の制度に踏襲しているわけです。お気持ち理解はしております。どのような仕組みというのがなかなか出てこないというのが現状だと思っております。個々に賦課するというのが均等的なものか世帯にかけるのか。結局帰ってくるお金は維持しなければ、保険税として収入いただいて、それ以上にやるという観点から、そこは確保しなくてはならないと思っております。仕組みを変えて、安くなる高くなるということになって、皆さんが税を納めて成立していると、滞納額をなるべく控えて皆で助け合いの精神でこの保険税が成り立つわけでございます。その辺、しっかりと健康指導または納付指導、生活指導を含めまして、さらなる経済財政をしていきたいと思っておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
羽下会長	波塚委員。
波塚委員	<p>今、市長のほうからお答えをいただきました中で、重要なことは健康問題ですね。やはり医療費を抑制していくことが非常に大事なことだと思うのですが、そういう中でたとえば長野県が今、たぶん寿命でいくと一番長い。沖縄では無いんですよ。寒冷地であそこは内陸地でございます。非常に冬は大変な寒さになるわけですけど、新潟も同じようなところがありますけど、やはり健康寿命をどれだけ増やせるか。それから特定健診を含めてどれだけ健診率を上げていくか。健診率を上げていくというのはかなり前から言ってますが、この間あまり飛躍的には伸びていないということがあります。それから、健診だけではなく、老人の生きがいを持ってどれくらい健康でいわゆる目標、生きがいを持ってどう生活できるか非常に極めて重要な事だと思います。健診率のところの問題と健康づくりのところでのどのような取り組みをされているのか、お聞かせてください。</p>
羽下会長	健康福祉課 課長。
渡辺課長	<p>健康づくりということで、健康福祉課で取り組んでいますのは健康づくり教室であるとか、地域のほうに入っのそういうものであるとか、がん検診についても周知してということではありますが、今年度はコロナ</p>

羽下会長	<p>の中で検診のほうが遅れたというのが状況でございます。</p> <p>石山係長。</p>
石山係長	<p>市民課では、国保の方への特定健康診査の受診率向上のために元年度の確定値が3月の末にでますが、今年度44.0%の見込みであります。今のところ健診が始まって以来、過去最高の見込みになっております。また確定値が出ましたら必ずご報告させていただきます。受診率向上の取り組みといたしまして、秋健診の前に皆様にカラーで今日はお持ちしなくて申し訳ございませんが、見開き、カラーで健診にお越しく下さいという11月健診前にリコールと呼ばせていただいているのですが、受診勧奨のはがきを元年度は新たな取り組みとして行いました。また健康福祉課と連携をして、わくわく健康チャレンジの新規事業を取り組みました。健診をしたらポイントがもらえ、また3ポイント貯まると商品を用意させていただきました。健診会場で取り組みまして、皆様に健診に来ていただき応募すると商品が当たります。健診受診率は目標値までは、いつてませんが、健康福祉課と連携を取りまして受診率向上に取り組んでいるところです。</p>
羽下会長	<p>他にございますか。</p> <p>桑原委員。</p>
桑原委員	<p>今のわくわくポイントですが、商品券ですよ。商品券の取り扱いが村松で五泉の商協の商品券の取り扱いがほとんどなかったのが、すごく増えてきてなんでこんなに増えてきたのだろうかという話でこれじゃないかという話がこの間あったのですが、また車にステッカーをすごく張られてPRされていて、それなりの効果が出始めてきているのだらうなどお聞きして思いました。</p>
羽下会長	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようでありますので、議第2号に対する質疑を終了いたします。</p> <p>議第2号について、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。</p> <p>ご異議がありませんので、原案のとおり答申することに決定いたしました。</p> <p>なお、ただいまの各委員からのご意見、ご提言につきましては、今後の国保の安定した運営につながるよう、協議会として要望いたします。</p> <p>次に、その他であります、事務局何かありますか。</p>
廣川課長補佐	<p>それでは、その他といたしまして次回の国保運営協議会についてお知らせいたします。</p> <p>次回、第3回の国民健康保険運営協議会では、令和2年度の国保特別会計予算の報告と令和3年度の予算案をご審議いただく予定としております。開催の日には来年2月9日の火曜日を予定しているところであります。</p> <p>日程が確定次第、ご案内いたしますので、ご出席のほどよろしくお願</p>

羽下会長	<p>いたします。 事務局からは以上であります。</p> <p>それでは、以上で本日の協議会を終了いたします。 大変お疲れさまでした。</p>
------	---

◎付帯議決等・・・・・・・・なし

午後 2 時 00 分 閉 会

五泉市国民健康保険運営協議会

(署 名)

会 長

署名委員